

村上市感染拡大防止対策実行の目安及び対策ガイドライン

対策レベルの移行及び具体的な対策は本ガイドラインを基本とし、市内感染状況等総合的に判断し村上市新型インフルエンザ等対策本部で決定する
 なお、このガイドラインは感染症の動向や基本的対処方針の改訂等を踏まえ、適宜必要な改定を行うものとする

対策レベル※	対策レベル判断目安	対策		
		市民周知・広報 (表1)	保育園、小中学校、介護施設、 高齢者入所施設、障がい者施設等	左記以外の市公共施設
対策レベル1 市内未発生 ～感染発生初期	レベル2未達の感染状況のとき	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的な感染予防策の実施 ○国県内の感染状況に応じた国県の要請による対策 ○村上市新型コロナウイルス感染症に係る市主催のイベント等開催基準 ○村上市新型コロナウイルス感染症に係る市の公共施設利用判断基準 ○市内感染情報の提供、注意喚起 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○施設毎のガイドラインによる対策を実施 ○施設毎の感染状況により臨時休業・閉館等対策を実施 ○感染が発生した施設の市独自PCR検査実施 </div>		
対策レベル2 感染拡大警戒期	感染力や重症化率が高い変異株による感染者が増加し、医療ひっ迫など経済社会活動に重大な影響が及ぶことが懸念されるとき※	上記に加え ○適宜強い注意喚起		
対策レベル3 感染拡大期	村上市にまん延防止等重点措置が適用又は新潟県に緊急事態が宣言されたとき	上記に加え ○不特定多数の集まる施設や感染リスクの高い施設の休止（人流抑制、接触機会の削減を図る）		

※今後レベル2への移行は、3月4日時点の市内感染状況（オミクロン株まん延ピークアウト以降1週間平均の感染者数は35人程度で推移）などを参考に、新たな変異株の発生による感染者数の推移及び経済社会活動の影響を考慮して対策本部会議で決定する。

対策レベル緩和基準

基本的な考え方

対策レベルの緩和に当たっては次の指標を参考とし、国及び県内の感染状況、大型連休などによる人流等解除時点の状況を踏まえ対策本部会議で決定する。

- 直近一週間と先週一週間の比較で1倍未満が5日以上連続したとき
- まん延防止等重点措置等が解除されたとき

公共施設休止に係る基本的な考え方

○不特定多数の集まる施設や感染リスクの高い※施設を休止

例：観光施設、入浴施設、スポーツ関連施設、BBQやキャンプが可能な屋外施設

※マスクを外す機会が有る、人と人の距離が取れない、飲食を伴うなど

(表1) 市民周知・広報

対策レベル	状況	配信手段	発信者
常時	公共施設 利用制限・再開等	防災行政無線 メルマガ HP	総務課
	県からの 注意喚起等	メルマガ HP	総務課
	感染者発生	メルマガ HP	総務課
防災行政無線			
2以降			

※より強い注意喚起が必要な場合は、レベルに関わらず随時、
防災行政無線等で広報を実施
(場合により、市長によるメッセージを広報する)

※市職員等感染の場合でも施設利用制限を伴わない
ものは県公表内容にとどめる

(表2) 対策本部会議の開催の目安

状況	状況2	対策本部会議	参集者
感染者発生	市施設で発生	初動時不要	1
	上記以外	不要	-
対策レベル引上げ	常時	必要	2
対策レベル緩和		必要	2
経済対策		必要	2

※対策本部会議開催が必要な場合は目安によらず適宜開催する

(リモートを最大限利用)

参集者

- 1：副市長、教育長、総務課、保健医療課、感染施設所管課
- 2：3役及び庁議メンバー全員